

HTA

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.470

TOPICS

主な記事

- 小西副会長から、会員の皆さんにメールアドレスの登録について
- 令和7年度 秋の全国交通安全運動兵庫県実施要綱
- 適正化事業実施機関からのお知らせ
今月のテーマ 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の
推進に関する法律 概要

9
2025
September



場 所：手塚治虫記念館（宝塚市）

CONTENTS



- 1 小西副会長から、会員の皆さんにメールアドレスの登録について

行政からのお知らせ

- 2 (兵庫県)令和7年度 秋の全国交通安全運動兵庫県実施要綱

全ト協

- 3 「引越管理者講習」の開催について(お知らせ)

事務局からのお知らせ

- 4 第55回物流セミナーの開催について(ご案内)
- 5 ハローワーク「トラックドライバーのオシゴトはじめてガイダンス」に参画しました
- 6 令和7年度「夏の交通事故防止運動」が実施されました

7 委員会だより

陸災防のページ

- 9 荷役災害防止担当者研修
- 10 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

14 会員だより

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 16 駐車違反等に関する苦情について
- 17 今月のテーマ
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律 概要

20 協会日誌

「メールアドレス」登録のお願い!

現在、会員の皆さまへの連絡手段のメール化を進めています。
右記QRコード又はURLから入力ホーム（下記の取得ホーム）
に進んでいただきますと、「会社名、氏名、メールアドレス等5項目」
で簡単に登録（最大3件）することが出来ます。まだ登録されてい
なければ、登録お願いいたします。

QRコード



URL <https://nznf.f.msgs.jp/n/form/nznf/8WYvSwRE5DMZ57YvfzFT2>

会員の皆さま、こんにちは。

兵庫県トラック協会副会長兼適正化事業部本部長、DX推進化委員長を仰せつかっております西播通運株式会社の「小西 毅」です。



小西 毅

私から、会員の皆さんにメールアドレスの登録についてお願いをしたいと思います。

私がDX委員長を務めるきっかけですが、7月にメールでお届けした木南会長のメッセージにもありますが、原岡前会長から「協会のメール化を一番若い小西副会長、やってくれるか!」と言われ「えっ、俺? どうする?」と困惑の気持ちが先に立ち、断ろうかと思いましたが、会長のほか、全ての副会長から「そうやなあ。小西副会長が適任や。」等とおだてられて断る機会を逸してしまい「分かりました。」と返事をしてしまいました。そこからが大変な茨の道となりました。

トラック業界の情報伝達手段の主流はFAXで、この伝達手段をメール化するにはどうしたらいいのか、私を知っているだけでも全国で導入しているのは、静岡県と福岡県のトラック協会、導入に当たっては相当苦労されたようです。

「如何にしてfaxからメール化するか、どうすれば良いか。会員事業者にメール化の趣旨を分かって貰うか。」等を事務局や今回メール導入業者「シナジーマーケティング株式会社」と度重なる検討を行い、昨年末、協会へのメール導入の了解をいただき、今年2月から会員事業者にメールアドレスの登録を開始しました。

その後、理事会等様々な機会にメールアドレスの登録を依頼しており、「ちょっと時間はかかるけど多くの会員が登録してくれるであろう。」とやや楽観的に考えていましたが、登録は遅々として進まず、総会でQRコードのプラカードを掲げたり、配布物等へメール登録の依頼文の同封等の登録勧奨を行い、7月末現在で約40%弱の会員事業者に登録をいただいているところです。

登録いただいた会員事業者へは、「交通規制の案内や国交省、全ト協等からのお知らせ」等情報を提供しており、また、9月から国交省で試験運用される届出（申請）のオンライン化もお知らせしたところです。業界全体でオンライン化が進んでいます。この機会にメールアドレスの登録をお願いします。

登録は左のページ下部『「メールアドレス」登録のお願い!』のQRコード、URLや兵ト協のホームページ、トップ画面のメールアドレス登録案内から、会社名やメールアドレス等5項目の入力で、あっという間に登録が出来ます。有用な情報を早く、どこにいても入手できますので、登録をよろしくお願いします。

不明点等は事務局（DX化推進委員会 担当：福田、寺田 電話078-882-5556）までお尋ねください。

行政からのお知らせ（兵庫県）

令和7年度 秋の全国交通安全運動兵庫県実施要綱

運動期間

9月21日(日)から30日(火)までの10日間

交通安全の日

- 交通安全意識を高める日 9月21日(日)
- 交通事故ゼロを目指す日 9月30日(火)

目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン

やさしさで笑顔で走る 兵庫の道

推進テーマ

みんなであつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進	ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進	自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
<ul style="list-style-type: none"> 歩行者側にも法令違反がある場合や夜間の路上横臥等、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進 横断歩道合図(アイズ)運動プラスの実践 横断歩道の通行、信号遵守等基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知等、歩行者自身の安全を守るための交通行動を促す取組の推進 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践 幼児・児童を始めとする歩行者の車両の直前・直後の横断による交通事故が多いことや高齢歩行者の加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通安全教育の推進 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進 通学路、未就学児を中心にここもが日常的に集団で移動する通学路等における見守り活動等の推進 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 運転者や業務に使用する自動車の使用者に対するながらスマホの危険性についての指導や広報啓発の推進 飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲酒運転追放「三不運動」の徹底やハンドヘルスキーパー運動の推進 「飲酒運転追放宣言」の賛同促進と実践 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底 夕暮れ時における早めのライト点灯と夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビーム活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用(令和8年4月1日施行予定)を踏まえ、た自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たな交通ルールの周知 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 夜間はライトを点灯 飲酒運転は禁止 ヘルメットを着用 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進 自転車損害賠償保険等加入義務の周知と加入促進 特定小型原動機付自転車の安全利用に向けたヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底
<p>点灯推奨時間 秋季・冬季(9月~2月) 午後4時</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえ、交通安全教育及び広報啓発の推進 全座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用の徹底 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進 ペダル付き電動バイクの正しい交通ルール周知についての広報啓発の推進 	<p>Check!</p> <p>ペダル付き電動バイクは、自転車ではありません。バイクです!</p>  <p>兵庫県警察HP</p>  <p>Check!</p> <p>兵庫県警察HP</p> <p>ペダル付き電動バイクについて 兵庫県マスコット はびたん</p>	<p>Check!</p> <p>YouTube 兵庫県警察公式チャンネル</p>  <p>反射材検証実験</p> <p>日没が早い時期になります。安全のために、明るい服装や反射材を身につけて外出しましょう。</p>

全ト協

「引越管理者講習」の開催について（お知らせ）

引越事業者各実務担当者（見積り・作業・対応・管理者）への標準引越運送約款他 関係法令の周知徹底のための標記講習会を下記のとおり開催致しますので、引越業務に係わる方で受講を希望される方はお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

＜注意＞ 『引越管理者講習』は、「引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」の認定要件の一つとなっており、認定事業者は、引越に関わる全ての事業所・営業店に修了者を1名以上在籍させることが必要です。

なお、『引越管理者講習』を受講される方は、先に「引越基本講習」を修了しなくてはなりませんのでご注意ください。また、『引越管理者講習』は、3年ごとに再受講が必要です。

記

1. 日 時：令和7年11月4日(火) 講習時間 10時00分～16時00分 ※終了時刻は予定。
受付時間 9時20分～9時50分 ※時間厳守でお願いします。
2. 場 所：兵庫県トラック総合会館3階 会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27
3. 講習内容：「引越クレーム相談、見積、請求、延期、破損等について／個人研究・グループ討議 等」
※本講習会は、新標準引越運送約款に基づく内容となっているため、受講者は事前に新標準引越運送約款を必ず一読下さい。
4. 受講対象者：平成17年度以降に全ト協統一形式で開催された「引越基本講習」の修了者
※2022年度以前の引越管理者講習修了者は、更新が必要となります。
5. 定 員：40名 ※受付期間中であっても定員に達し次第、受付を終了致します。
6. 申込み方法：引越管理者講習〔申込書兼受講票〕（様式2）をご記入のうえFAXでお申込み下さい。
※引越管理者講習〔申込書兼受講票〕は、兵ト協ホームページの「研修会・講習会」ページの「引越講習」からダウンロード(PDF)して下さい。 (9/11(木)から掲載予定)
7. 申込み期限：令和7年10月10日(金) 必着 ※締め切り後の受付は一切致しません。
8. 受講料：会員 2,000円、 非会員 3,500円
※受講料は、当日徴収します。(お釣りが無いようにお願いします。)
※兵ト協引越部会員は、基本・管理者講習併せて年2名まで引越部会で助成されます。
9. 注意事項：会館駐車場が狭隘であるため、受講者は公共交通機関をご利用のうえご参加下さい。
10. 申込先（問い合わせ先）：(一社) 兵庫県トラック協会 業務部
TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

講習当日、次のものを必ずご持参下さい

- 様式2「引越管理者講習〔申込書兼受講票〕」の本票
 - 名 刺（グループ討議の際に名刺交換を行いますので複数枚ご持参下さい。）
 - 筆記用具
- ※ 引越講習用テキストについて、令和7年9月1日開催の「引越基本講習」修了者など、直近発行のテキストをお持ちの方はご持参下さい。お持ちでない方は、当日配付いたします。
- ※ 事前にFAX申込みされていない方、また受付時に上記の申込書兼受講票(本票)の提出がなかった方は、当日、受講出来ませんのでご注意ください。

事務局からのお知らせ

懇親会アリ

第55回 物流セミナーの開催について（ご案内）

【荷主担当者様と懇親会にご参加ください】

平素は、当協会の運営に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も適正化事業啓発活動の一環として、荷主の皆様や一般の方々にトラック運送業界の現状や課題などについて理解を深めていただくことを目的に、標記セミナーを下記のとおり開催することと致しましたのでご案内させていただきます。

今回は、物流セミナー後に【懇親会】を開催することとなりましたので、たくさんの方々のご参加をお待ちしております。

ご多忙のことと存じますが、お繰り合わせのうえご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和7年11月11日(火) 物流セミナー 14:30~17:30 (受付13:30 ~)
懇親会 17:40~19:30 (予定)

2. 場所 ANAクラウンプラザホテル神戸 10F 「ザ・ボールルーム」
神戸市中央区北野町1丁目 TEL 078-291-1121

3. 定員 120名 (参加費無料)

4. テーマ&講師

第一部 テーマは未定 (20分)

①近畿運輸局、②兵庫労働局

第二部 「働き方改革」から1年半

～現場はどう変わったか・変わるべきか～

講師 ライター 橋本 愛喜氏



なお、当セミナーの詳細及び荷主企業様へのご案内は、9月初旬頃の予定としておりますので、所属支部宛にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(物流セミナー・懇親会) 当日のスケジュール

ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

- ◆ 13:30 ~ 14:30 【受付開始】
- ◆ 14:30 ~ 15:00 【セミナー開始】
- ◆ 15:00 ~ 15:20 【講演Ⅰ】
- ◆ 15:20 ~ 15:30 【休憩】
- ◆ 15:30 ~ 17:00 【講演Ⅱ】
- ◆ ~ 17:30 【セミナー終了】
- ◆ 17:40 ~ 19:30 【懇親会 (予定)】

※服装は軽装でお越しください。

懇親会は立食形式で、セミナー横の会場で行います。

懇親会の開始時間は17時40分を予定しておりますが、

セミナーの進行状況で懇親会の時間が前後する可能性があります。

ハローワーク「トラックドライバーのオシゴトはじめてガイダンス」に参画しました

○ ハローワーク神戸

日 時 : 令和7年7月15日 (火)
 13時30分～14時30分
 場 所 : ハローワーク神戸 5階会議室
 主 催 : ハローワーク神戸
 参加数 : 求職者24名

○ ハローワーク明石

日 時 : 令和7年7月17日 (木)
 13時30分～14時30分
 場 所 : ハローワーク明石 2階大会議室
 主 催 : ハローワーク明石
 参加数 : 求職者23名

当日のガイダンスは、就職を希望される方が参加され、当協会職員が1時間にわたり物流業界におけるトラック運送の役割と重要性、またトラックの安全性能やトラックドライバーの仕事内容などについて説明を行い、職業選択の一つにトラック運送業（特にドライバー）を加えてもらえるようPRを行いました。参加者からは、トラックドライバーの仕事に対する「誇り」や「やり甲斐」なども聞けて大変参考になったと感想をいただきました。

7月15日 ハローワーク神戸



7月17日 ハローワーク明石



令和7年度「夏の交通事故防止運動」が実施されました

7月15日(火)～24日(木)までの10日間、令和7年度「夏の交通事故防止運動」が実施されました。

運動期間中、支部では、警察など関係機関と協働して独自のキャンペーン等を開催し、交通事故防止の一役を担いました。



7月14日 丹有支部



7月16日 丹有支部



7月15日 西神戸支部



7月16日 東神戸支部



7月23日 東神戸支部

委員会だより

令和7年度 第1回 輸送秩序確立委員会を開催しました

日 時 令和7年7月30日(水)
場 所 兵庫県トラック総合会館

吉田委員長、小西前委員長他委員17名が出席し、下記の事項を協議しました。

副委員長には西神戸支部の三浦委員、明石支部の藤本委員が選出されました。

議 事

1. 令和7年度事業計画等について
2. 今年度の委員会テーマについて
 - ・新物流効率化法について
 - ・事業許可の更新(トラック適正化二法)について
 - ・多重下請構造の是正に向けた取り組みについて
 - ・下請法の改正(新名称「受託中小企業振興法」)について
 - ・自動点呼等(運行管理の高度化)について
3. その他



令和7年度 第1回 交通対策委員会を開催しました

日 時 令和7年8月4日(月)
場 所 兵庫県トラック総合会館

村上委員長、他委員21名が出席し、下記の事項を協議しました。

副委員長には東神戸支部の松本委員、西播支部の福永委員が選出されました。

議 事

1. 副委員長の選出について
2. 令和7年度交通対策委員会関係事業計画(案)について
3. その他
 - ・令和7年度ドライバーコンテストについて
 - ・「トラックの日行事検討プロジェクト会議」委員選出について
 - ・緊急救援物資輸送 協力会員調査依頼について
 - ・災対法施行令・同規則改正後の「緊急通行車両確認届出書」届出について



令和7年度 第2回 総務委員会を開催しました

日 時 令和7年8月5日(火)
場 所 兵庫県トラック総合会館

藤原委員長、他委員13名が出席し、下記の事項を協議しました。

副委員長には神戸中央支部の平戸委員、西播支部の藤尾委員が選出されました。

交通安全祈願祭・慰霊祭は9月24日(水)に湊川神社で行われることを説明しました。

議 事

1. 副委員長の選出について
2. 令和8年度トラック関係施策に関する要望活動について
3. 協会荷物配送業務の委託について
4. 交通安全祈願祭・慰霊祭について
5. その他
 - ・全国トラック運送事業者大会について
 - ・兵庫県道路運送経営研究会への寄付について



令和7年度 第2回 物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和7年8月8日（金）
場 所 兵庫県トラック総合会館

尾上委員長、他委員20名が出席し、下記の事項を協議しました。
副委員長には西神戸支部の豊田委員、明石支部の池内委員が選出されました。



議 事

1. 副委員長の選出について
2. 令和7年度物流政策に関する施策
3. 令和8年度税制改正・予算要望に関する活動計画
4. その他

令和7年度 第1回 環境対策委員会を開催しました

日 時 令和7年8月12日（火）
場 所 兵庫県トラック総合会館

山口委員長、他委員11名が出席し、下記の事項を協議しました。
副委員長には東部支部の椿本委員、西播支部の清瀬委員が選出されました。

議 事

1. 副委員長の選任について
2. 令和7年度 環境対策事業計画について
 - ・トラック運送業界の美化月間に係る「ゴミは持ち帰ろう！キャンペーン」の実施報告について
 - ・令和7年度 環境キャンペーン運動の実施
 - ・令和7年度 エコドライブ運動の実施
 - ・令和7年度 環境と物流を考えるフォーラムの実施
3. その他
 - ・トラック運送事業者用 CO₂ 排出量簡易算定ツール Ver.4 のお知らせ
 - ・兵庫県における F C 商用車普及拡大に向けた取組について
 - ・「トラック業界の価値を高める羅針盤」加速する物流改革～求められる新基準への対応～



陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

厚生労働省補助事業

陸災防からのお知らせ

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和7年 **10月10日** 金 13:00-17:00

場開催所 兵庫県トラック総合会館
(住所 神戸市灘区大石東町2-4-27)

定員 50名 (先着順です)

内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる（陸運事業者・荷主等向け）荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 **無料**

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防兵庫県支部までファックス又はメールでお申込み下さい。
なお、受講票等は送付いたしません。
申込締切は、令和7年10月7日(火)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、受講証明書をお渡します。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）兵庫県支部 TEL：078-882-5556

(切り取らずにそのままご送信ください。)



参加申込書

FAX.078-882-5565 mail:hta@hyotokyo.or.jp

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種：)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 - - 電話番号 () - - 担当者		

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外には使用いたしません。

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2025年11月6日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2025年11月7日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

2025年10月1日(水)～2025年11月4日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.0cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス

チックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等
画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

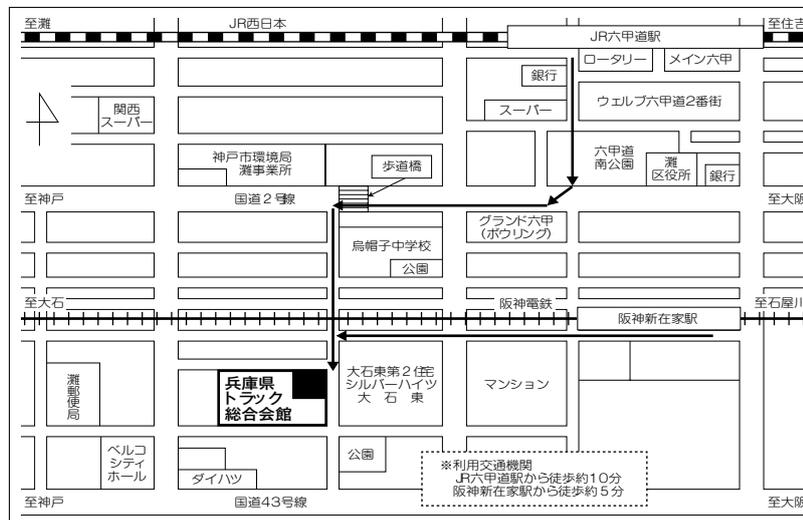
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和7年7月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		111.80	121.15	120.84	124.10	兵ト協 調 べ
出 光		111.45	114.58	127.75	128.50	
コ ス モ		110.20	118.67			
三 井		113.00				
そ の 他		113.63	114.18	124.50	124.63	
総 計		111.91	116.71	122.60	125.18	
7 / 6	全国平均	110.58	調査なし	121.48	122.63	全ト協 調 べ
	近畿平均	110.54		121.20	126.50	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和6年8月		114.95	119.73	124.45	125.70
令和6年9月		113.34	117.25	119.98	125.38
令和6年10月		114.42	117.94	123.17	132.08
令和6年11月		114.11	119.37	124.54	125.63
令和6年12月		114.80	118.19	124.84	127.78
令和7年1月		115.97	119.72	126.82	130.13
令和7年2月		120.45	124.01	129.52	135.38
令和7年3月		122.14	124.51	132.51	133.93
令和7年4月		124.08	128.80	131.79	138.72
令和7年5月		122.76	125.46	129.91	140.25
令和7年6月		115.22	121.87	128.14	134.52
令和7年7月		109.32	112.61	116.37	126.47
令和7年8月		111.91	116.71	122.60	125.18
年間平均		116.42	120.47	125.74	130.86

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
7.7.18	明石	一般	(株)ナカムラオート	中村 修	〒665-0822 宝塚市安倉中2-3-4 TEL 0797-85-4488 FAX 0797-85-4499
7.18	兵庫	一般 利用	(株)オークラロジ	辻本 康人	〒610-0115 京都府城陽市観音堂53-1 TEL 0774-66-2019 FAX 0774-66-2056
8.4	神戸 中央	一般	(株)シー・ライン	井上 靖則	〒650-0045 神戸市中央区港島5-1 TEL 078-335-7308 FAX 078-335-7309
8.13	西播	一般	(株)藤田産業	藤田 友香梨	〒670-0947 姫路市北条1061-4 TEL 050-3743-4251

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
7.7.18	神戸 中央	一般	日本郵便(株)	小池 信也
7.25	西播	一般	兵庫丸門運輸(株)	門崎 仙稔
7.28	丹有	一般	大塩建材	大塩 寛一
7.30	西神戸	一般	(株)ヘブロン	松平 範生
8.4	兵庫	一般	(株)MTM	三木 博
8.4	北播	一般	登真商事(株)	芦田 眞由美

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
25	代表者	江坂運輸(株) 岡島 正記	寺下 一志
69	代表者	神戸商運(株) 堀川 眞弘	堀川 由香
74	代表者	(株)平安 河村 隆	兼松 宏光
134	会社名	(有)ハマショウトランスポート	(株)ハマショウトランスポート
	会社名	(株)加藤	(株)HMU運送

ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

R7.7.9 9,000円

R7.7.30 9,180円

交通遺児募金の郵便振替口座

◎ 口座番号

01170-6-54803

◎ 口座名

一般社団法人 兵庫県トラック協会 募金係

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

- 兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- 会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）
- 会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）
- 創業時の苦労
- 今後の目標
- その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事）
- 写真

記事はA4 1/2 ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

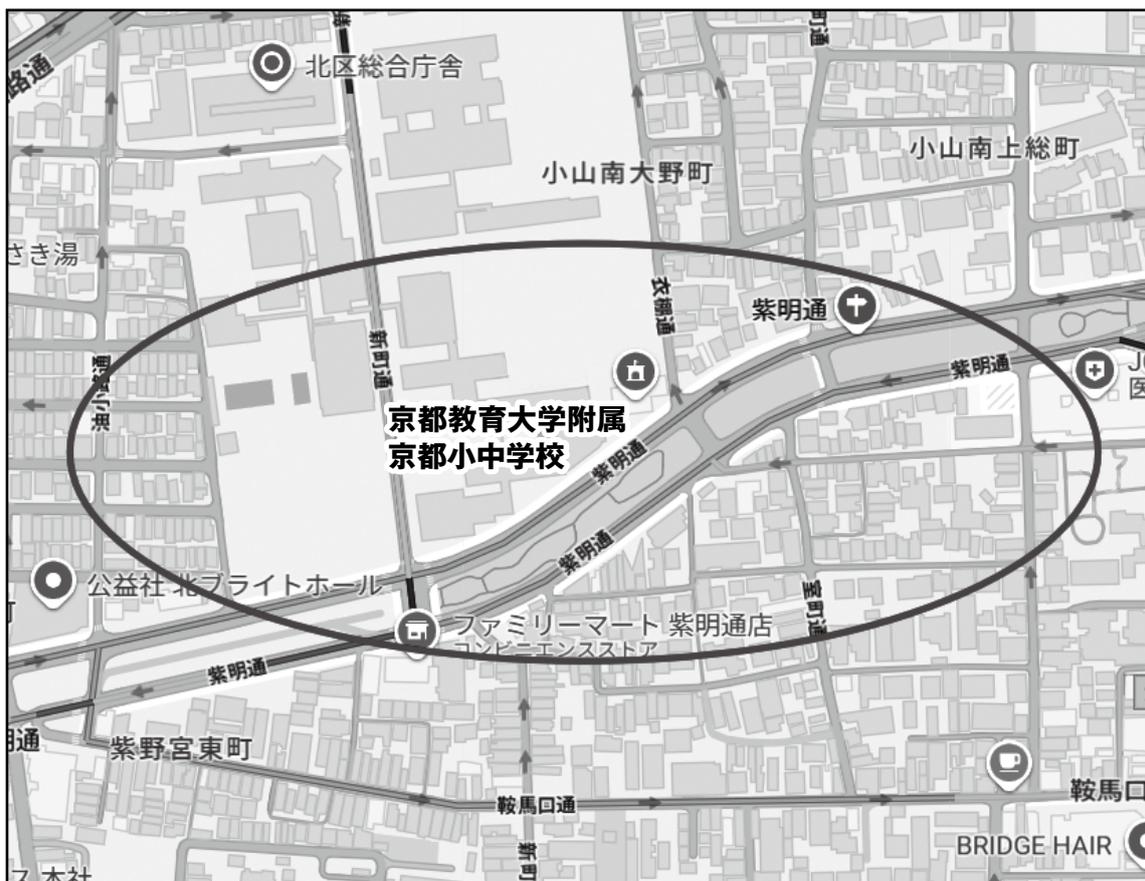
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 (一社) 兵庫県トラック協会総務部行
 E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

駐車違反等に関する苦情について

京都府京都市北区の紫明通り（京都教育大学附属京都小中学校付近）において、神戸ナンバー、姫路ナンバーのトラックの駐車違反等（朝7:00頃から2時間程度の駐停車等）に関する苦情が多数兵庫県トラック協会へ寄せられています。（対象車両は建築資材の輸送を行うトラックが多いようです。）

運行管理ご担当の皆様方におかれましては、近隣の方々へご迷惑とならないよう、改めてドライバーの皆様へご指導・注意喚起をお願い致します。

以上



■ 今月のテーマ

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律 概要

担当：適正化事業部 米田 一彦

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、**5年ごとの更新制**を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「**適正原価**」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、**再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化**

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「**白トラ**」)の利用を**禁止(罰則付)**。荷主等に対しては**是正指導も実施**

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう**独立行政法人に行わせる等**必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、**(1)①について更新手数料等**によるほか、**(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討**

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を**本法律の施行後3年以内を目途**として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、**物流政策推進会議を設置**。推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- トラック運送事業の許可は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**



(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。**



(1) これに伴い、「**標準的運賃**」は**廃止**する。

(2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、**軽貨物運送事業者**、**特定貨物運送事業者**についても設定することができる。



(3) 適正原価の設定にあたっては、**運輸審議会への諮問**が必要。

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **受注者の義務**
- トラック運送事業者・利用運送事業者は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **発注者の義務**



- (1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。

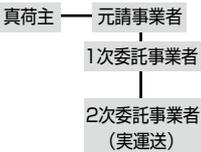


3. 委託次数の制限

- トラック運送事業者・利用運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



<今後の取引構造>



- (1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「2次請け」= 再々委託までに制限するルールを設けること等が必要となる。
- (2) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (3) その他、運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務等が、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）に対しても適用されることとなる。

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- 何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は
幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。

その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、
荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、トラック・物流Gメンが是正指導を行うことができる。



- (1) 国土交通大臣は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、荷主等に対し、是正指導を実施。

- ①当該行為をしているおそれがあると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施
- ②当該行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施



- (2) 関係省庁も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために必要な協力を実施。

- (3) 各都道府県トラック協会は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、国土交通大臣に対して通知。

5. その他

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る「**物流政策推進会議**」と、その下に実務者会議を設置。



- (1) トラック運送事業法の目的に、「**労働環境の適正な整備に留意すること**」を明記。
- (2) トラック運送事業者の義務として、「**労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること**」を追加。
⇒**許可更新の要件にも含まれる。**

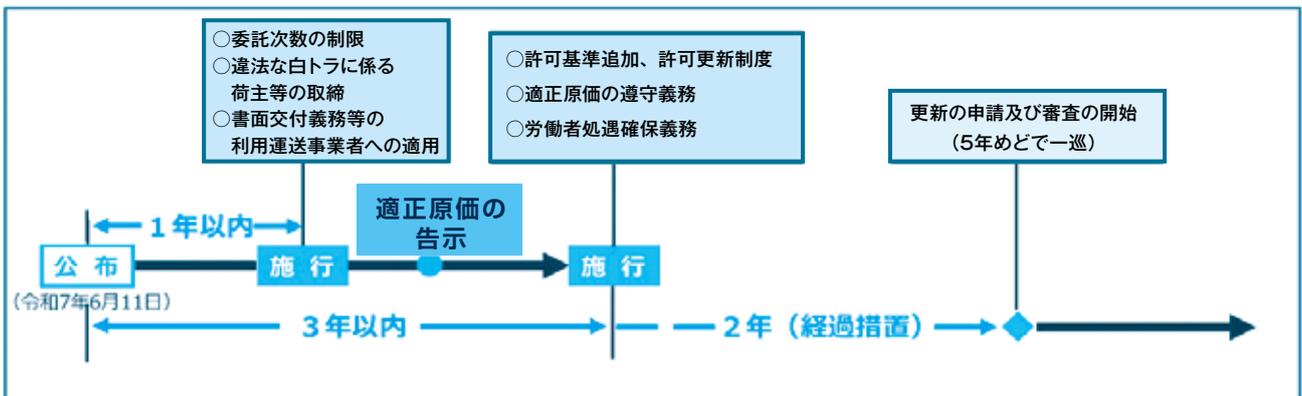


トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

- (3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
8・1	運行管理者試験事前講習会	兵ト協	9・9	協会荷物配送事業者説明会	兵ト協
	適正化事業業務検討 ワーキンググループ	全ト協	10	陸運業の安全衛生管理実務担当者研修会	兵ト協
4	兵ト協 交通対策委員会	兵ト協	12	近畿ブロック適正化事業指導員研修協議会	大ト協
5	兵ト協 総務委員会	兵ト協	16	全ト協 労働安全・災害防止委員会	全ト協
6	初任運転者特別講習	兵ト協		兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵庫県中央労働センター
7	KTS 正副会長会議	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	17	タイヤ事故防止研修会	兵ト協
8	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協		感謝状の贈呈(交通安全協会)	楠公会館
12	兵ト協 環境対策委員会	兵ト協	20	秋の全国交通安全運動セレモニー	メリケンパーク
19	兵ト協 ダンプ部会 要望活動	国道事務所・ 兵庫県土木部他	24	交通安全祈願祭・慰霊祭	湊川神社、 楠公会館
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協		兵ト協 正副会長会議	楠公会館
21	本部・支部事務局長連絡会議	兵ト協	26	全日本トラック協会女性部会 全国研修会	京セラホテル 王
26	女性部会近畿ブロック役員会	ハイアットリージェンシー 京都	29	不正軽油対策協議会	兵庫県農業 共済会館
29	兵ト協 路線部会 総会	明賢荘	30	全ト協 環境対策・GX委員会	全ト協
	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部		－ 10月の予定－	
	－ 9月の予定－		10・2	適正化事業指導員全国研修「初級研修」(~3日)	全ト協
9・3	交通安全県民大会	看護協会 ハーモニホール	6	近ト協 正副会長会議	大ト協
	阪神港におけるCOMPAS導入に向けた検討会ワーキンググループ	神戸地方 合同庁舎	10	荷役災害防止担当者研修会	兵ト協
5	全ト協 青年部会 近畿ブロック大会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	11	トラックの日 行事	郷の音ホール
	天狼会 定例会	和み庵篤屋	15	全国トラック運送事業者大会	新潟市 朱鷺メッセ
6	全ト協 青年部会 ゴルフ大会	六甲国際 ゴルフ倶楽部	23	全国道路利用者会議 第75回全国大会	福井商工会議所 コンベンションホール
8	兵庫県神戸市道路利用者会議 理事会・総会			整備管理者選任後研修	兵ト協
	全ト協 百貨店部会 正副部会長会議	大阪第4ビル	25	全国トラックドライバーコンテスト(~27日)	安全運転 中央研修所
9	国民保護担当者全体研修会	オンライン	28	変化を機会に変える物流経営革新セミナー	兵ト協
	自動車関係団体連絡会議	自動車会館			